香芝市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和7年4月1日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第25号

香芝市税条例の一部を改正する条例

香芝市税条例(昭和32年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号イ中「二」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「(ハに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「又は」を「(ハに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4. 0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、 同項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1号ハに掲げる原動機付自転 車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当 該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために 必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に 改める。

附則第8条の2第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第18項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第19項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第20項中「附則第15条第42項」を「附則第15

条第41項」に改める。

附則第8条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項 とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の香芝市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度 以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽 自動車税の種別割については、なお従前の例による。